

厚木演劇鑑賞会会則

第一章 総則

第一条 (名称・事務所所在地)

この会は、厚木演劇鑑賞会と称し、事務所を厚木市旭町5-43-1三橋パークビル305に置く。

第二条 (会員・サークル)

この会は、演劇を観続けたい人ならだれでも会員になることができる。会員は、本会の理念を実現するために三人以上のサークルを作り、参加することを基本とする。

第二章 基本理念と基本方針

第三条 (基本理念)

私たちは劇団と協力し、演劇の魅力とすぐれた力を、多くの人々の生活に浸透させ、演劇を通して豊かな人間性を育み、豊かな人間関係、豊かな文化性を持った地域社会作りをめざします。

第四条 (基本方針)

- 一. 私たちは理念を実現するために、会員制・サークル制を基本とします。
- 二. 会員みずからが会を自主的に運営し、会員を広げる鑑賞運動に積極的に取り組みます。
- 三. 時代を見据えたすぐれた演劇を発掘し、生活の中に演劇を浸透させていきます。
- 四. 私たちの理念に共感する演劇創造団体と共に、日本演劇の発展をめざします。

第三章 役員

第五条 (役員)

この会に次ぎの役員を置く。

- | | | | |
|---------|-----|----------|-----|
| 一. 代表幹事 | 一名 | 二. 副代表幹事 | 若干名 |
| 三. 事務局長 | 一名 | 四. 事務局員 | 若干名 |
| 五. 幹事 | 若干名 | 六. 相談役 | 若干名 |

第六条 (役割)

- 一. 代表幹事は、総会の決定にしたがい幹事会を統括する。
- 二. 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事が事故あるときは、その役割を代行する。
- 三. 事務局長は、この会の日常会務を統括する。
- 四. 事務局員は、事務局長を補佐する。
- 五. 幹事は、この会の会務を担当する。
- 六. 相談役は、幹事会の諮問に応じ、本会基本理念の実現のために協力する。

第七条 (選任と任期)

この会の役員は、会員の中より選出し、幹事は総会に於いて承認を得、その他の役員は幹事会に於いて互選で選任する。任期は、次期総会までとし再任は妨げない。但、相談役は幹事会が別に委嘱する。

第四章 機関

第八条 (機関)

この会の機関は、次の通りとする。

- 一. 総会
- 二. サークル懇談会
- 三. 幹事会
- 四. 三役会

第九条 (総会)

総会はこの会の最高議決機関で、会員及び役員によって構成し、年一回代表幹事が招集し開催する。但し、幹事会が必要と認めた場合、臨時に招集することができる。議事は出席者の過半数で議決する。総会では、年度活動方針、予算の決定と決算の承認、役員を選出、「会費規定」「運営基金規定」、その他を討議し、承認を受ける場とする。

第十条 (サークル懇談会)

本会目的達成を円滑にするため、幹事会は必要に応じてサークル懇談会を招集することができる。

第十一条 (幹事会)

幹事会は、総会に次ぐ議決機関で、第五条の役員をもって構成し、代表幹事が必要に応じて招集し、開催する。幹事会は総会並びにサークル懇談会の決定にもとづき会務を審議し執行にあたる。

第十二条 (三役会)

三役会は、幹事会の諮問機関で、第五条一～四の役員と互選による若干名の運営委員をもって構成し、代表幹事が必要に応じて招集し、開催する。

第五章 財政と会費

第十三条 (財政)

この会の財政は、入会金・会費その他でまかなう。

第十四条 (入会金・会費・手数料・登録料・運営基金・追加会費)

入会金・会費・手数料・登録料・運営基金・追加会費、は会の活動に要する経費(組織運営経費と観劇会経費)に充当する会員の分担金で、所定日に所定の金融機関より納める。会費を1年以上納めない者は会員の資格を失う。ユース会員は年間登録料を納入する。

入会金・会費・手数料・登録料、追加会費は、「会費規定」に基づき運用する。運営基金は、「運営基金規定」に基づき運用する。

第十五条 (会計)

この会の会計は、総会に於いて承認された予算に基づいて行なわれ、又、決算は総会に報告され承認を得なければならない。会計処理は、事務局及び第五条役員より選出された会計係が行う。会の予算・決算書、帳簿類は幹事会の決定がなければ外部に公開できない。

第十六条 (会計年度)

この会の会計年度は、毎年1月1日にはじまり、同年の12月31日に終わる。

第六章 会計監査

第十七条 (会計監査)

この会の会計を監査するために、第五条に該当しない、二名の会計監査委員を置く。

第十八条 (選任と任期)

この会の会計監査委員は、会員の中より選任し、総会に於いて承認を得る。任期は一年とし再任は妨げない。

第十九条 (役割)

会計監査委員は、必要に応じ随時監査を行ない、総会に於いて報告する。

第七章 入会及び退会と休会

第二十条 (入会及び退会と休会)

この会は、第二条・第三条に同意すれば誰でも入会することができる。但、一回だけとか、選んで見ることはできない。この会を退会する時は、会員証を返却して退会となる。既納の入会金、及び会費は、返却しない。出産・病気・介護等規定の理由により、所定の手続きをすれば休会する事が出来る。

第八章 会則の改廃と委任

第二十一条 (会則の改廃と委任)

この会の会則は、総会に於いて、出席者の過半数の賛成がなければ改廃することができない。又この会則に定めるもののほか、「その他の規定」などの必要事項は、幹事会に委任され定める。

附則

この会は、1986年2月22日(土)を創立年月日とする。

この会則は、1986年5月18日(日)から施行する。

この会則は、2009年4月12日(日)から改正施行する。

この会則は、2011年3月5日(土)から改正施行する。

この会則は、2012年3月16日(土)から改正施行する。